

議第四十八号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県立千草寮の項中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条の規定による婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項の規定による女性自立支援施設」に改める。

別表第二岐阜県女性相談センターの項中「岐阜県女性相談センター」を「岐阜県女性相談支援センター」に、「売春防止法第三十四条第一項の規定による婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第一項の規定による女性相談支援センター」に改める。

別表第三岐阜県立千草寮(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第一号を次のように改める。

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項の規定により困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、自立支援を行うこと。

別表第三岐阜県立千草寮(以下この項において「施設」という。)の項業務の範囲の欄第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第五条の規定により被害者の保護を行うこと。

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第九十九条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、岐阜県女性相談センターの名称を変更する等のため、この条例を定めようとする。